

# 近代

明治維新後、廃藩置県によって「県」が設置され、1872年（明治5年）には現在とほぼ同じ範囲（古代からの近江国とほぼ同じ範囲）が滋賀県となりました。県内では、1869年（明治2年）に琵琶湖で初の蒸気船が就航、1880年（明治13年）には京都―大津間に鉄道が開通しました。1890年（明治23年）には琵琶湖疏水が完成するなど、社会基盤の整備が進められました。産業面では、明治中期ごろから彦根・長浜などに製糸工場が設置されたのをはじめとして、大正～昭和初期にかけて大津にレーヨン製造工場ができるなど、繊維産業が発達しました。

森林・林業の面では、旧藩林（御林）や社寺林を引き継いで設置された官林の保全管理施策や、民有林の保護と利用規制などが県発足の初期から始められ、次いで民間に対して植林の奨励がなされました。薪炭・肥料源として過剰利用され荒廃しがちであった森林を保護し緑化を進めることは、国土保全の面からも急務であったのです。その後、オランダ堰堤をはじめとした治山・砂防インフラの整備が推進され、また官民の努力により荒廃森林の緑化が進められました。このほか、県有林や営林組合などの公的主体による大規模な森林経営、県内各地の私有林所有者による山林会や森林組合の設立、木材加工会社の設立などにより、林業・木材産業の近代化が推し進められました。

滋賀の森林・林業に関するできごと		日本・滋賀のできごと	
1871	民部省が「官林規則」を布達	1868	明治維新
1873	このころ地券取調総絵図が各地で作られる	1871	廃藩置県
1878	オランダ堰堤が完成	1872	「滋賀県」誕生
1880	内務省が「山林保護」を布達、官有民有問わず森林保護を指導	1873	地租改正
1881	滋賀県が「共有林分配の告諭」を布達		
1885	滋賀県が「民林取締規則」を布達	1889	大日本帝国憲法発布
1893	近江商人塚本兄弟が植林・砂防工事の費用を滋賀県に寄付。翌年宇曾川・愛知川流域で工事着手。現在の大滝山林組合が発足	1904	日露戦争（～05）
1916	県有林の設定開始	1912	大正に改元
1922	現在の彦根市犬上郡営林組合が発足	1926	昭和に改元

# 1. 滋賀県の発足と近代森林政策の開始

## 明治維新と滋賀県の発足

薩摩・長州・土佐・肥前の4藩を中心に行われた江戸幕府に対する倒幕運動、慶応3年（1867年）の大政奉還を経て、明治政府の成立と天皇親政体制への転換が図られました。地方行政では、明治4年（1871年）に廃藩置県がなされました。

近江国では、それまでの幕府領・旗本領を管轄する行政機関として、1868年（慶応4年）に「大津県」が設置されました。その後、廃藩置県によって1871年（明治4年）には新たな大津県（滋賀郡・蒲生郡以南）と長浜県（高島郡・神崎郡以北）に再編されました。1872年（明治5年）1月に大津県が滋賀県に、2月に長浜県が犬上県にそれぞれ改称された後、同年9月に両県が合併したことで、律令国の近江国、また現在とほぼ領域を同じくする滋賀県が成立しました。なお、1876年8月から1881年2月までの間、現在の福井県嶺南地方も滋賀県に編入されました。

東京の明治政府と滋賀県では、水源涵養や土砂災害防止などの「国土保安」機能の確保とともに、「殖産興業」のための木材需要の高まりに応えるため、新たな法整備に着手し、政府が所有する官林だけでなく民有林に対しても保護規制を行いました。

## 官林の保護と利用規制

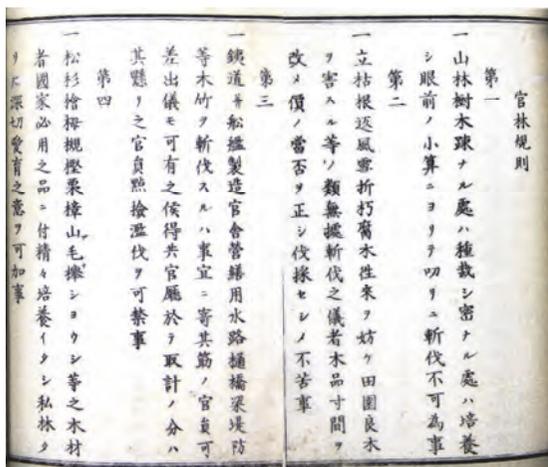
戊辰戦争により幕府直轄領を接收し、明治2年（1869年）の版籍奉還により諸藩主の土地（版）と人民（籍）への支配権が天皇に返還され、明治政府による中央集権体制が確立していきました。森林については、「御林」と呼ばれていた旧領主林が明治政府の管轄下で「官

林」として再編成されました。さらに1871年（明治4年）には、社寺領の山林も官林に編入されました。

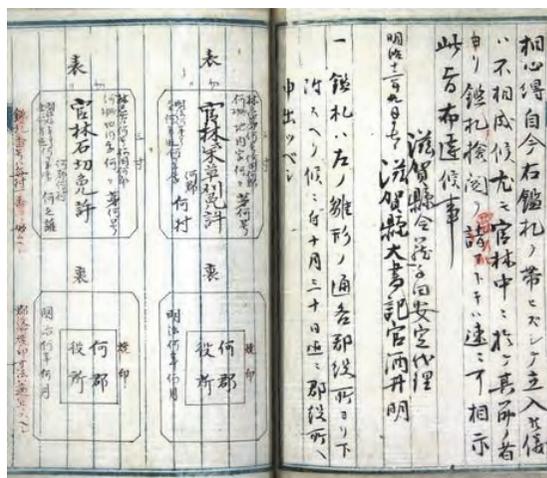
滋賀県の官林は、旧彦根藩、膳所藩の御林を引き継いだもののほか、まとまった官林は滋賀郡と栗太郡に集中しており、その多くは延暦寺や金勝寺など社寺領のものだったようです。これら官林に編入された森林の利用実態は、地域によって様々だったようです。近隣の村が利用料を支払うことで自由に伐採できた森林、柴草の伐採許可の代わりに苗木の植栽を義務づけた森林、マツ、スギ、ヒノキを禁伐とする一方で雑木の利用については一定の許可をする森林などがあったようです。いずれも周辺村落の民衆にとっては生活に欠かせない森林で、官林へ編入された後も利用され続けました。一方で明治政府は利用を規制する制度を作っていました。

1871年（明治4年）に民部省より「官林規則」が布達され、良材の確保や水源の涵養のため、乱伐が禁止されました。さらに1874年（明治7年）に内務省は枯れ草を焼く際にその都度、区戸長に届け出るよう布達しています。当時、集落に近い里山では、茅や稗（馬草）など肥飼草の生育を目的とした山焼きが行われており、その延焼が問題となっていました。しかしその後も山火事は絶えなかったようで、1878年（明治11年）、内務省は民有林に火入れする際には、前日までに近隣の官林監守人に届け出るよう布達しています。さらに盗伐を防ぐため、官林の下草や官山の稗刈り取りなどを許可制とし、鑑札をもたない者の立ち入りを禁じました。滋賀県では、各郡役所より鑑札が下げ渡されることが決まり、立入りが認めら

れた町村は、1戸に1枚ずつ鑑札が配られました（鑑札料は1枚1銭）。ただし盗伐や無許可の柴草刈り取りはその後も続いたようで、1879年（明治12年）には、区戸長宛てに厳重な取り締まりの指示が出されました。

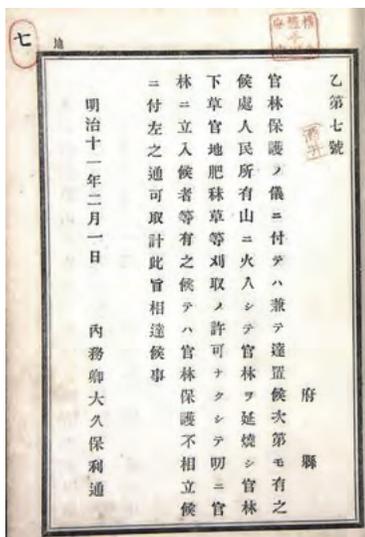


▲官林規則（1871年） [滋賀県立公文書館 蔵]

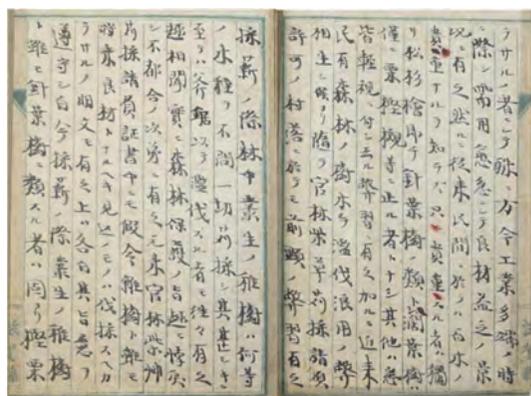


▲官林柴草刈免許鑑札 [滋賀県立公文書館 蔵]

1880年（明治13年）に滋賀県勸業課山林部が作成した、官林の实地検査の復命書が残されています。これによると、厳重な管理をしていた旧彦根藩領では、現地の人々がいまだに官林への立ち入りを恐れているため、盗伐も稀で樹木や稚苗の状態も良好である一方、大寺院の領地であった官林では、多少の盗伐は黙認する旧慣が残っているため盗伐が絶えないとしています。県内でも、官林に対する民衆の態度は地域によって異なっていたことがうかがえます。



▲火入及び下草刈取等取締の布達 [滋賀県立公文書館 蔵]

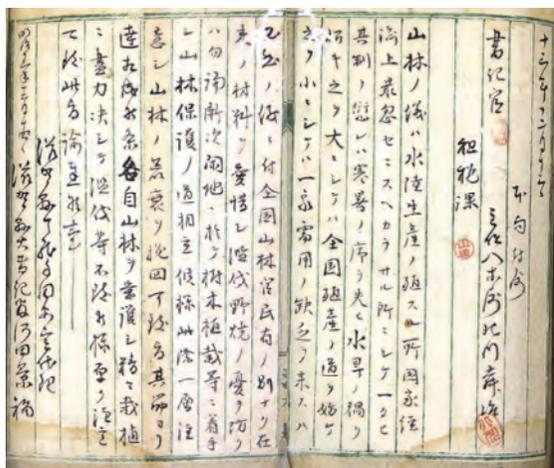


▲官林实地検査の復命書 [滋賀県立公文書館 蔵]

### 民有林の保護と利用規制

明治維新後、全国的に山林の伐採は大きく進み、滋賀県でも桑・茶園の開墾や、製茶・陶器製造のための薪炭需要の高まりから、乱伐は激しくなっていました。また米価の高騰により農家に余裕が生まれ、家屋の建築が進んだことも背景にあったようです。

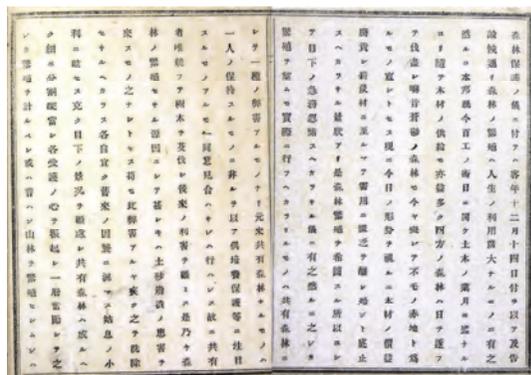
そこで1880年(明治13年)に内務省は府県に対し、官民有に関わりなく「山林保護ノ道」を立てるよう注意をうながしました。この通達を受けた大書記官河田景福は、「山林保護の論達」を出しました。「論達」とは、役所から人々へ出された告知のことです。本論達では、「山林ノ儀ハ水陸生産ノ殖スル所国家経済上最忽セニスヘカラサル所」すなわち山林は国家経済上最もおろそかにしてはならないとし、各自が山林を愛護し、植栽に尽力して乱伐を戒めるようにと説いています。



▲山林保護の論達(1880年) [滋賀県立公文書館 蔵]

滋賀県独自の取り組みとしては、1881年(明治14年)、県令籠手田安定により、共有森林をなるべく細かく分割配当(私有ではない)するよう促した「共有森林分配の告諭」が出されました。共有の森林は個人が保持するものではないため、人々が先を争って資源を利用する

ことになりがちです。その結果、過剰利用による資源枯渇を招いてしまいます。このような、現在でいう「コモンズの悲劇」のような状況を防ぐため、籠手田は、家ごとに利用範囲を割り当て(割山)、乱伐を防止しようと試みました。



▲共有森林分配の告諭(1881年) [滋賀県立公文書館 蔵]

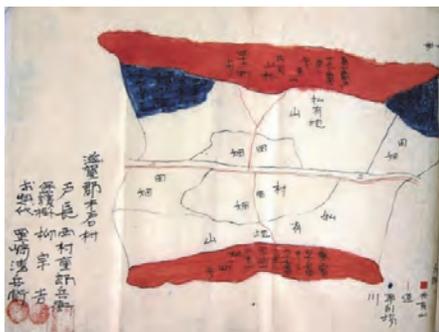
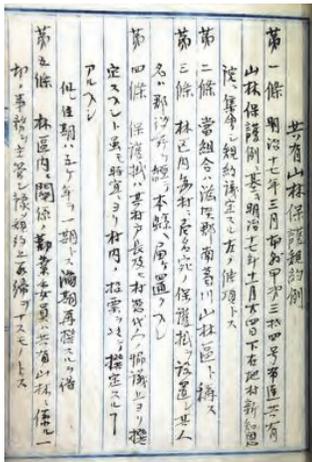
1882年(明治15年)には、太政官と農商務省より国土保安に関わる民有林の伐採が禁じられました。これらの山林は「伐木停止林」と呼ばれ、民有林であっても利用が制限されました。滋賀県では、1883年(明治16年)に「流域諸山取締条例」が出され、野洲川などの流域で利用が制限されました。

さらに1884年(明治17年)には、籠手田県令より「共有山林保護例」が布達されました。共有山林をもつ町村は連合して林区を結成し、山林保護のための取締規約を定めるよう取り決められました。これを受けて、同年より、県内の各地で「共有山林保護規約」等が定められ、県に認可願いが出されました。

「共有山林保護例」では、稚樹(若木)伐採の禁止と植林が推奨され、林区内の町村ごとに1名ずつ保護掛を選定することとされました。その一方で、伐採が規制された伐木停止林であっても取締規約を作成すれば、選伐・輪伐(森林を区切って順番に伐採すること)や柴草の伐採は認められることになりました。

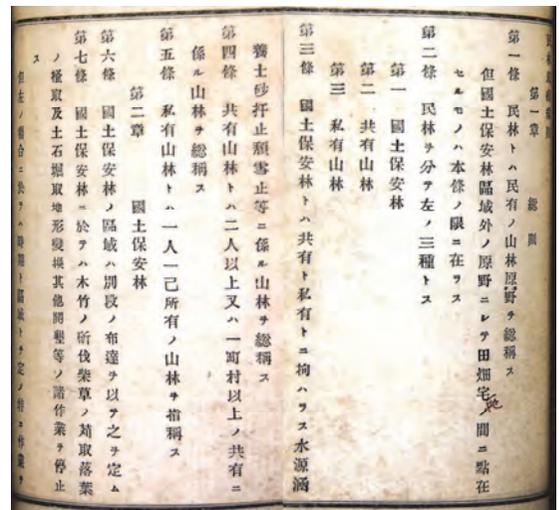
共有山林保護例を受けて、滋賀郡坂ノ下村（現大津市葛川坂下町）ほか3か村では、1884年（明治17年）に南葛川山林区を結成し、「共有山林保護規約例」を定めました。規約では、各村に設置された保護掛が野火・盗伐・虫害などの予防に努め、毎年針葉樹苗を植えることとされました。

滋賀郡木戸口村（現大津市葛川城戸口町）における規約の付図では、戸長や村惣代とともに（山林）保護掛の名がみられ、共有山林は赤、や草刈り場は青に色が塗られています。共有山林の火入れは禁じられましたが、草刈り場については、許可を得れば認められたようです。山林の保護は、政府・県による一括した管理が行われたわけではなく、地域ごとの自治的な運営に支えられていました。



▲上：共有山林保護規約例（滋賀郡坂ノ下村ほか3か村）  
下：同付図（滋賀郡木戸口村）（1884年）  
〔滋賀県立公文書館 蔵〕

1885年（明治19年）には、県令中井弘から「民林取締規則」が出されました。これが、県ではじめての体系的な民有林保護規則となりました。民林（民有林）を定義して、「国土保安林」「共有山林」「私有山林」の3区分に分けています。水源涵養や土砂扞止（かんし：せきとめること）、雪崩の防止に関わる民有林は国土保安林と定められ、柴草刈り取りや落ち葉拾いなどの作業も一切禁じられました。ただし厳重な規約を設け、県庁の認可を受けた場合は利用が許可されました。



▲民林取締規則（1885年）〔滋賀県立公文書館 蔵〕

## 明治の土地制度改革

明治になり、政府は安定した税収を得るために、江戸期までの収穫高に応じた課税方式を改め、土地1筆（1区画）の価値（地価）を設定して地価に応じた課税を貨幣で徴収するようになりました。土地1筆ごとに所有者（納税者）や地価を記載した政府発行証券が「地券」であり、地券に基づく税制の基礎となったのが、土地の境界・面積・地目（用途）・所有者を調査し記録した「地券取調総絵図」（地籍図）です。滋賀県では、地籍図の作成は1873年（明治6年）ごろに集中的に行われました。

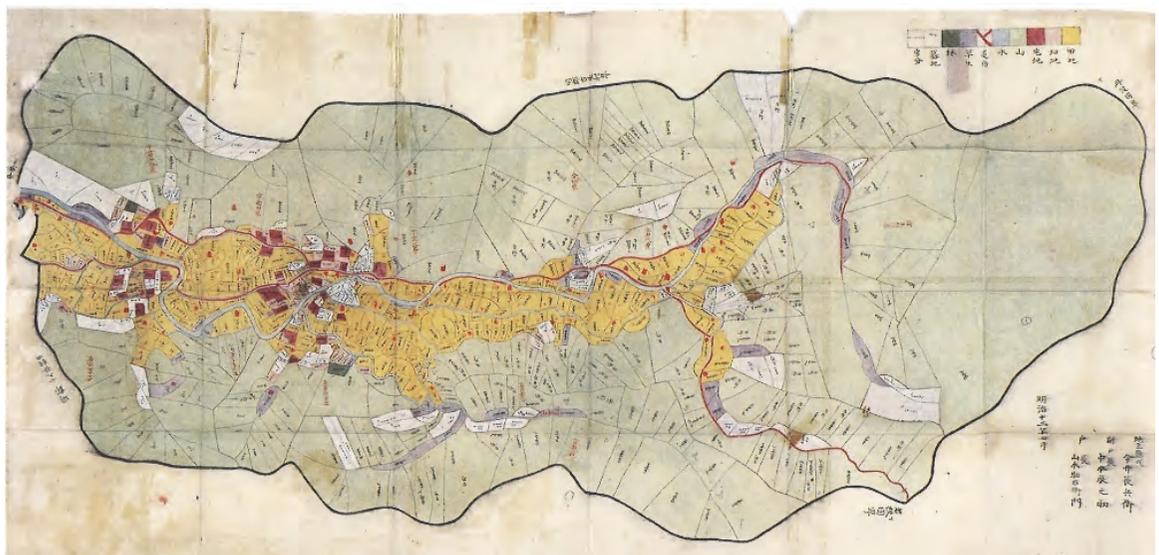
地籍図は、平地の都市部・農村部だけでなく、山村部においても作成されました。地籍図を見ることで、当時の土地利用や土地所有の様子が分かります。下に掲載した高島郡野尻村（高島市朽木野尻）、生杉村（高島市朽木生杉）の例では、宅地は赤色、田地は黄色、山林は緑色で示されています。

### 参考文献

- 滋賀県県政資料室(2010). 展示「禿げ山から緑の山へ」. 展示資料.
- 滋賀県県政資料室(2015). 山林の明治維新－保護と乱伐の19世紀－ 展示資料.
- 朽木村史編さん委員会(2010). 朽木村史 通史編.
- 朽木村史編さん委員会(2010). 朽木村史 資料編.



▲地券取調総絵図 近江国高嶋郡野尻村（現・高島市朽木野尻 1873年（明治6年）作成）  
[野尻区 蔵、朽木村史編さん委員会(2010)「朽木村史 資料編」より転載]



▲近江国高嶋郡生杉村地券縮絵図（現・高島市朽木生杉 1879年（明治12年）作成）  
[朽木村史編さん委員会(2010)「朽木村史 資料編」より転載]

## 2. 植林・緑化事業

前章でみたように、明治維新後の滋賀県の森林施策は、乱伐の禁止など利用規制による森林の保護が緊急課題として実施されました。その後、森林施策は、砂防事業などとあわせて山地への植林・緑化による森林資源の造成に力を入れることとなりました。1916年（大正5年）、滋賀県は、それまでの森林施策をまとめた冊子「滋賀県ノ林業」をまとめており、1919年（大正8年）にも同名・同内容の冊子が発行されています。1919年版（滋賀県森林課 発行）は、1916年版（滋賀県内務部 発行）の改訂版にあたるものだと考えられます。ここでは、1919年版の「滋賀県ノ林業」に基づき、植林・緑化事業を中心に当時の森林施策を振り返ります。

### 冊子「滋賀県ノ林業」

冊子「滋賀県ノ林業」は、明治維新以後の時期を中心に、当時の滋賀県の森林施策の実施内容がまとめられた資料です。1919年版の目次から、以下のような構成でした。

滋賀県ノ林業 目次	
第一章	林野ノ分布
第二章	地質反林況
第三章	林業ノ沿革
第一部	維新前ノ林業
第二部	維新後ノ林業
第四章	林産物及樹苗
第一部	木材
第二部	薪炭林
第三部	竹材
第四部	各種ノ副産物

▲滋賀県ノ林業」（1919年版）目次

現在にあてはめると、「森林・林業統計要覧」または「森林・林業白書」のような資料に相当するものだと思います。

### 林業の沿革

「滋賀県ノ林業」には、奈良時代以降の滋賀県（近江国）の森林の変遷が概説されています。奈良時代については、

上古ニオケル本県ノ森林ハ記録ノ徴スベキモノナシト雖モ・・・(中略)・・・  
 奈良朝時代ニ在リテハ粟太郡田上地方ヨリ大材ヲ伐出シテ瀬田川即宇治川ヲ下シテ皇居及寺院造営ノ用ニ供シタル事蹟アリ・・・(中略)・・・  
 当時ノ森林美ヲ想見スルニ難カラズ

と書かれており、美林が広がる森林に杣山などが置かれた歴史が滋賀県の森林・林業の起りりとされています。

比叡山延暦寺の創建にあたっては甲賀郡南杣地方より材を出したことが紹介され、この頃でもまだ森林資源は十分に残されていたものの、織田信長などが活躍した元亀・天正年間の戦乱で寺院とともに森林が焼かれたこと、森林保護が顧みられなかったこと、その後の江戸時代は諸侯や公家・社寺の分割統治により森林の境界や権利関係が錯綜し、十分に森林管理がなされなかったことが県内森林の課題として提示されています。また、明治維新後も、木材価格の暴騰により森林の乱伐が進み、植林と伐採の平衡がなくなってしまうと指摘しています。特に、県東南部は花崗岩や石英

斑岩など脆弱な基岩であったために荒廃がひどくなったと分析しています。

以上のような県内の森林・林業の歴史の整理、課題認識のもと、明治維新後の行政主体である滋賀県は、森林の保護と緑化推進を進めていくこととなります。

### 明治維新後の林業

「滋賀県ノ林業」には、その後の施策について、数量的な統計資料も掲載しながら、詳細に記録を残しています。まずは、砂防事業に着手したことが書かれています。

明治十六年ヨリ野洲川家棟川日野川ノ三流域ニ於テ砂防工事ヲ創始セリ後工区域ヲ草津川犬上川ノ流域ニ及ボシ更ニ全県下ニ亘リテ施工スルニ至レリ

とあり、1898年（明治31年）の砂防法施行に先駆けて砂防事業が展開されたことが記されています。次いで、森林の緑化事業に着手していくこととなります。

造林奨励及森林保護ノ一日モ忽諸ニ防スベカラザルヲ認メ明治一五年ノ頃苗圃ヲ設ケテ樹苗養成ノ模範ニ供シ兼ネテ供給ノ途ヲ開キ

森林緑化施策の最初の施策として、模範の提示と供給体制の確立のために1882年（明治15年）頃に苗圃を設けたとしています。この、苗圃事業については、開設より約20年経った1903年（明治36年）ごろからの成果について、後段の章で詳述されています。

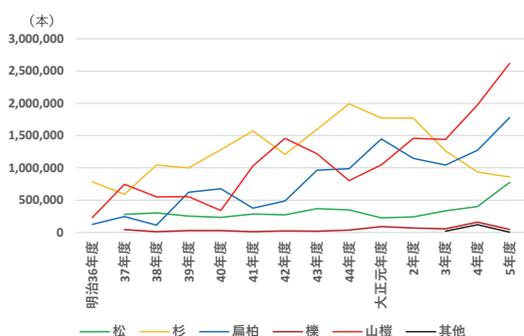
明治三五年度ヨリ大正五年度ニ至ル一五ケ年ノ継続事業ニシテ県費総額一七万八五一七円ヲ支出シテ杉、扁柏、山楡其他造林用樹種ノ苗圃を經營シ年々主トシテ公有林社寺有林並保安林等ノ造林者ニ樹苗ノ無償交付ヲ為シ本県造林事業ノ発達ヲ促スノ目的ナリトス・・・（中略）・・・便宜上管内ヲ四個の林区ニ別テ各林区ニ苗圃を設置シテ技手及助手ヲ常置シ専ラ樹苗ノ養成ニ従事セリ其直営苗圃九ヶ所総面積七町三反四畝十四歩・・・（後略）

(本)

年度	松	杉	扁柏	樺	山楡	其他	計
明治36年度		785,267	123,000		230,640		1,138,907
37年度	280,000	588,167	242,545	42,374	744,940		1,898,026
38年度	301,900	1,043,960	111,010	10,000	548,650		2,015,520
39年度	250,408	998,700	623,330	26,210	551,660		2,450,308
40年度	233,144	1,279,456	674,401	27,969	338,077		2,553,047
41年度	283,975	1,574,730	374,040	9,000	1,029,180		3,270,925
42年度	271,500	1,207,908	485,080	22,390	1,455,420		3,442,298
43年度	368,011	1,595,789	965,176	18,560	1,218,449		4,165,985
44年度	347,800	1,992,020	988,500	35,900	801,200		4,165,420
大正元年度	223,000	1,774,230	1,448,870	89,000	1,047,200		4,582,300
2年度	239,900	1,769,444	1,147,050	67,000	1,457,000		4,680,394
3年度	333,600	1,262,780	1,042,076	56,300	1,440,139	19,955	4,154,850
4年度	401,945	933,342	1,274,546	159,365	1,975,900	119,117	4,864,215
5年度	772,580	857,020	1,780,377	42,750	2,619,700	2,901	6,075,328
合計	4,307,763	17,662,813	11,280,001	606,818	15,458,155	141,973	49,457,523

▲ 交付樹苗各年別樹種別表 [滋賀県(1919)「滋賀県ノ林業」より作成]

と記されています。ここで、「扁柏」はヒノキ、「山榿」は緑化に使われたヒメヤシャブシを指すものと推測されます。県は県内を4区に分けて九箇所の苗圃を設置したこと、そこには専門の技術職員が置かれていたこと、苗木は公有林のほか、保安林その他において造林に取り組む主体に無償配布されたことが分かります。年度ごと・樹種ごとに、交付された苗木の本数が表に整理されています。この表をグラフ化すると、下の図のようになります。



▲交付樹苗各年別樹種別表

[滋賀県(1919)「滋賀県ノ林業」より作成]

表とグラフより、1903年度(明治36年度)から1916年度(大正5年度)にかけて、苗木の総供給本数は約5.3倍に伸び、明治36年ごろは「杉」と「山榿(ヒメヤシャブシ)」が中心的な造林樹種、大正に入ると「杉」よりも「扁柏(ヒノキ)」の造林が増え、また「山榿(ヒメヤシャブシ)」は益々供給量を増やしていることが分かります。また、「松」の供給量も増えています。年度毎に具体的にどこで植林をしたのかまでは分かりませんが、大正年間には、奥地・尾根の上部・標高が高い場所などでの痩せ地にまで植林が十分及ぶようになったからかもしれません。この植樹の奨励事業は、予定以上の成果を収め1916年度(大正5年度)をもって終了したと記録されています。

## その他の樹種の苗木供給

以上は、主に造林・緑化を主目的にした苗木の供給でしたが、このほかにも「特別樹苗事業」として、商品価値が高いと思われる樹種の苗木を県営苗圃で生産し、無償での供給も行われたようです。樹種としては、樺(ケヤキ)、漆(ウルシ)、樟(クスノキ)、厚朴(ホオノキ)、栗(クリ)、櫛(カシ)、樺(ハゼ)などが記録されています。1907年度(明治40年度)から1913年度(大正2年度)までの記録があり、この間に最も多く供給されたのは樺(ケヤキ)で合計約559千本、次いで栗(クリ)で合計約31千本、樟(クスノキ)合計約18千本などの樹種の苗木が供給されました。

## 植樹奨励事業

以上は、県経営の苗圃からの苗の供給事業でしたが、造林に取り組む者に対して植樹の奨励金の交付(現金補助)がなされた記録が残されています。

年度	奨励金	造林
	交付額(円)	面積(町)
明治36年度	4,830.915	357.3502
37年度	11,575.797	924.9904
38年度	11,430.010	1,100.5206
39年度	9,272.338	1,241.4617
40年度	10,624.711	1,095.8800
41年度	10,030.120	1,241.4511
42年度	10,276.950	1,119.5013
43年度	10,577.570	819.6617
44年度	10,715.550	1,124.8125
大正元年度	12,392.720	1,326.3710
2年度	11,110.400	1,512.9710
3年度	11,308.400	1,597.6513
4年度	10,390.000	1,189.2813
5年度	9,703.000	1,181.4224
6年度	7,284.340	856.7611
合計	151,523.721	16,670.1226

▲各年別植樹奨励金交付額並造林面積表

[滋賀県(1919)「滋賀県ノ林業」より作成]

この事業は、1903年度（明治36年度）からの継続事業として実施されました。上の表の造林分とは別に、1910年度（明治43年度）からは国庫より補助金が交付され、町村や町村組合の造林が奨励されました。

以上のように、「滋賀県ノ林業」には、明治後半から大正前半にかけての県の造林・緑化に関する事業とその成果が詳しく記録されています。このほかにも、県では、県営林の経営、県立学校の基本財産となった県学林の経営、模範林の設置などに取り組んでおり、それぞれの事業内容と成果が記されています。また、

当時、全国的に取組みが進められていた入会林（共有林）の整理統合と公有林化に関する取組みも進められていました。このほか、森林組合など林業に関する各種組合を設立することを奨励し、製炭業の改良や林産物の販売などに当たらせていたことなどが記録されています。

#### 参考文献

- 滋賀県(1916). 滋賀県ノ林業.
- 滋賀県(1919). 滋賀県ノ林業.

### 3. 治山事業、砂防事業

滋賀県では、奈良時代の都・社寺の建築のために木材を伐り出し供給してから 1,300 年あまりの間、用材や燃料等のために森林が過度に伐採・利用されることも少なくなく、森林が荒廃したために山々の土砂が流出し、土砂災害や水害を引き起こしてきました。その対策として河川の浚渫堤防の建設による治水事業、緑化による治山・砂防事業が起り、努力が重ねられてきました。

明治時代になると、外国より技術者を招聘して先駆的な砂防事業が始まり、滋賀県は近代砂防発祥の地ともいわれるようになりました。

#### 田上山地における砂防事業

田上山地は、古代からの木材伐採、近世にかけての薪炭利用、戦時中の伐採などにより、森林が失われました。田上山地は風化しやすい花崗岩を基岩とした山地であり、森林が失われたことによって特に激しい土砂流出が起り、「禿げ山」となり、度々発生する水害の原因ともなっていました。

明治 5 年（1872 年）に瀬田川支流の大戸川流域で石垣留め等に着手され、これがわが国最初の近代砂防工事といわれています。明治 6 年（1873 年）には「淀川水源防砂法八則」が五畿内および三重県に通達されました。明治 11 年（1878 年）にはオランダ人技師ヨハネス・デ・レーケを招聘して指導を受け、瀬田川流域で直轄砂防工事が始まりました。明治 21 年（1888 年）には野洲川、草津川でも直轄砂防工事が始まりました。

デ・レーケの指導による緑化工法「山腹工法」は、まず切り立った山を緩やかに切り直し、1

～2 m 間隔で階段状に整地します。階段の上の水平部分に稲藁を埋めて良く肥えた山土を客土として盛り施肥もし、階段の前面には山から取ってきた芝を張り付けて山土を押さえ、一定間隔に萱株を敷植え、1 年生の苗木（主な樹種：アカマツ、ヤシャブシ、ヒメヤシャブシ）を植栽するものでした。



▲山腹工 [林野庁近畿中国森林管理局滋賀森林管理署「一丈野の治山」より転載]



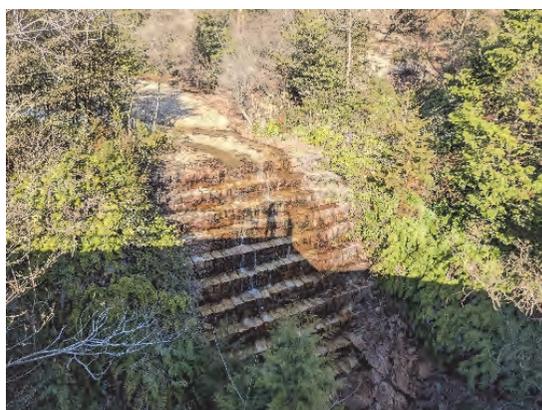
▲オランダ堰堤・鎧ダムの位置



▲オランダ堰堤（大津市上田上桐生町）

明治25年（1892年）には、デ・レーケの指導により日本人技師・田邊義三郎が計画・設計したわが国最古の石積堰堤が竣工し、今でも「オランダ堰堤」の通称で親しまれています。オランダ堰堤は日本における治山事業の原点ともいえ、築設から百数十年経った現在でも健在です。日本の産業遺産300選及び滋賀県の有形文化財に指定されています。

オランダ堰堤の設計・計画を担った田邊義三郎は、約8年間のドイツ留学（ハノーヴァー府工芸大学）によって土木技術を学び、明治政府の技術者として数多くの砂防ダムや河川改修等の工事に関わりました。田邊義三郎が滋賀県で指導した事業では、同じ田上山地の天神川流域に築造された「鎧ダム」が、現存する砂防施設として有名です。オランダ堰堤、鎧ダムとも、谷が狭まって岩が張り出した自然地形を巧みに活かしたすぐれた設計がなされました。これらの砂防ダムにより、森林が失われ荒廃した田上山地からの土砂流出が抑えられ、田上山の緑化事業や下流河川の水害防止に大きな役割を果たしました。



▲鎧ダム（大津市田上森町）

## 参考文献

- 滋賀県編(1972). 県政百年記念 みどりの先駆者.  
 滋賀県大津林業事務所(1996). 大津市田上地先「オランダ堰堤」と「鎧ダム」.  
 滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県河港・砂防協会(2016). 砂防課創設65周年 滋賀の砂防～守ろう自然、防ごう土砂災害～  
 林野庁近畿中国森林管理局滋賀森林管理署. 一丈野の治山. (ウェブ公開パンフレット  
<https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/siga/information/pafret.html>).

## 4. 近江商人の植林

江戸時代から明治にかけ、近江商人は近江から他国へ進出して広域の商売を行い、現代に続く多くの企業群を生みだしました。彼らの足跡は、北は北海道、南は鹿児島に至る各地、海外ではベトナムと数多く残っています。他国で商いを持続的に行うなかで実践された「三方よし（売り手よし、買い手よし、世間よし）」と称される哲学は、現代のCSR（企業の社会的責任）、さらにはSDGs（持続可能な開発目標）の日本における源流とも言われております。

江戸時代末期、神崎郡五個荘・川並（現・東近江市）の近江商人塚本家に生まれた塚本定次（1826～1905年）、塚本正之（1832～1918年）は、県内の植林に大きな貢献をしました。

文化9年（1812年）に初代塚本定右衛門（久蔵）が甲府柳町（山梨県甲府市）に小間物問屋「紅屋」を創業し始まった塚本家は、全国に木綿・呉服業の事業を広げていきました。

二代目定右衛門となる長男定次と次男正之のふたりの代には甲府、京都に加え、東京、小樽に店を出し豪商と呼ばれるようになります。定右衛門は全国版の長者番付に明治21年（1888年）に顔を出し、明治35年（1902年）にも登場しております（宮本、1999：68）。塚本兄弟は本業の発展に努めるかわら、福沢諭吉や勝海舟ら全国的な名士との交流も深め、視野を広げ、自らの経営哲学を築き上げました。

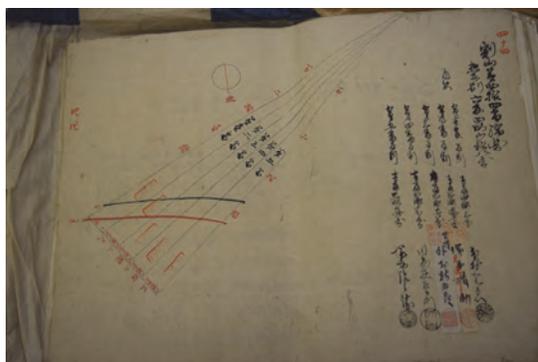
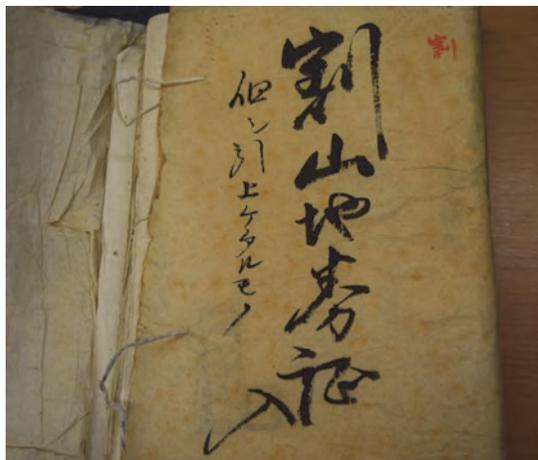
塚本正之は、明治8年（1875年）に東京から故郷の川並へ帰ると、区長（村長）として数々の地域貢献事業に着手しました。道路の建設・改修、学校建設などの教育事業、医療、



▲塚本正之 [ツカモトコーポレーション提供]

産業組合など様々な社会基盤整備事業に尽力しました。そのような地域貢献事業のひとつに土砂流出防備林の造成事業がありました。川並は、観音正寺がある織山（きぬがさやま）のふもとにあります。同山は安土山に連なる標高433mの山です（琵琶湖の標準水位84mを差し引くと349m）。当時、織山は禿げ山状態であり土砂流出のため川ざらいに費用を要していました。そこで、正之は共有山林を各戸に割当て、各戸が責任をもって利用管理する割山制度を導入します。割山制度は、原田（1969）の研究によると近江、越前（滋賀県、福井県）ですでに江戸時代初期から発達していたとのことで、その直接的な目的は①集落各戸の相続維持、②林野の保護育成だとされ

ています。川並では共有山約 61 ヘクタールを 75 組 309 戸に平等に割り当て、落枝の採取などは許しましたが、木の伐採については、区の役場の許可を得ることとしました。あくまで土地の所有権自体は集落のものとし、その家が川並を出た際には権利は返却するものとなりました。



▲割山の地図 [東近江市五個荘川並区文書、滋賀大学経済学部附属史料館 寄託]  
 (組の分担山林がさらに 5 戸に分割されている。分割地は三角形で底辺は 11~13m、他の 2 辺は約 220m。横切る黒い線は谷。赤い線は「大通」)

定次・正之兄弟は、ふるさと川並での経験から県内各所で砂防・植林の大切さを実例で示そうと考えたようです。明治 26 年 (1893 年) から数次にわたって、塚本家から滋賀県に対して植林・砂防工事のための寄付がなされまし

た。滋賀県では寄付の倍額の県費を支出して、翌明治 27 年 (1894 年) に宇曾川・愛知川流域の植林・砂防工事に着手しました。塚本家から県への寄付は大正 5 年まで続けられ、寄附金額は合計で 58,950 円にのぼり、県内各地の植林・砂防工事が進められ、総施工面積は 315.2ha となりました。先に述べました明治 21 年 (1888 年) の長者番付で塚本定右衛門の資産額は 20 万円とされています。お金の価値が変動しておりますが、約 6 万円というのが相当な額であることが想像できます。



▲長浜市相撲庭(姉川流域)の頌徳碑(題字は「鎮安地徳」)  
 [岩根順子氏提供]

定次の後継者 3 代目塚本定右衛門定治の時代には、明治 43 年 (1910 年) に創業 100 周年を記念し、創業の地である山梨県に 1 万円を寄付し、植林事業を支援しております。山梨県では、明治 40 年 (1907 年) と明治 43 年に水害が起こり、洪水対策への機運が盛り上がりました。そうしたなかで明治天皇より約 30

万 ha の皇室林が県に下賜されました。塚本家（塚本合名会社）の支援によって県有林に大正2年（1913年）より造成されたスギ、ヒノキ、カラマツの山林約 180ha は塚本山と呼ばれ、やまなしの森林 100 選として現在に残っております。



▲山梨県塚本山 [山梨県提供]

このほか、正之は、明治38年（1905年）に川並の官林約 9ha の払下げを得て、私財を投じ土砂流失防止植樹の事業に着手。明治43年（1910年）に竣工すると、川並区有林として寄附されました。

正之は、川並での植林事業に熱心に取り組み、しばしば足を運び、自ら監督をすることもあったようです。くくった柴のようにしか見えないハゲシバリ（ヒメヤシャブシ）を割山に植えているのを見て、根付くのだろうか疑問に思う年少の従業員に対しては、「今こうして置けば、お前が年寄った頃には、この山も青々とした山になるのである」と語りました。また、定次は別の従業員に、当時はポツポツと山肌点する苗木を指して、「あれが土砂扨止（かんし＝せき止める。ふさぎ止める。）というのじゃ。ああやって置くと上の方から落ちて来る松カサが十の一つはあの木の処に留って芽が生える。それが大きくなると又順々

に木の実を止めて樹木を繁茂させるのじゃ。気の長い話じゃが、何事も時期を待つのだ。」と語りました。それら従業員は後年、言葉通り緑に覆われた織山を見て感服しております。



▲塚本定次 [ツカモトコーポレーション提供]

現代でいうとレクリエーションの森も作り出しました。桜の木を植え、東屋を建て川並の人達の憩いの場としました。これらの事業は勝海舟の談話録『氷川清話』でも触れられております。

定次は、亡くなる直前まで砂防に心を砕いていたようです。病に伏す直前まで砂溜の工事の指揮をしていました。

楽山という号も持っていた正之は、割山について次のような和歌を残しています。

この山に秋の香匂ふ時来れば われ老ぬとも何か思はん

八十あまりわれなからへし甲斐ありて この割山に秋の香そする

なお、川並の割山は時代の変遷にともない、昭和 32 (1957) 年に集落としての管理(惣山)に戻され、現在も住民によって管理作業が実施されています。

明治期には、このほかにも各地で地域のリーダーが森林の再生に努めた例が見られます。後述の愛荘町の西川作平(1842~1918年)、彦根市の大橋利左衛門(1853~1888年)、湖南市の龍池藤兵衛(1839~1896年)は荒廃した山を再生するため樹種・栽培法の開発、利用の制限、植林を行いました。塚本家の植林は、この時代の愛郷心の盛り上がりや近江商人らしい着実さと大胆さで体現したものといえるのではないのでしょうか。

#### 参考文献

- 末永國紀(2011). 近江商人三方よし経営に学ぶ. ミネルヴァ書房.
- 塚本源三郎(1921~1933). 塚本家譜.
- 株式会社ツカモトコーポレーション. 非営利型一般社団法人「ツカモト資料館・聚心庵」設立. (<https://www.tsukamoto.co.jp/csr/society/jyushin-an.html>).
- 滋賀県 編(1972). 県政百年記念 みどりの先駆者. 滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県河港・砂防協会(2016). 砂防課創設 65 周年 滋賀の砂防~守ろう自然、防ごう土砂災害~.
- 秦荘町歴史文化資料館(2002). 西川作平とヒメヤシヤブシー c に見る治山工事の歴史-.
- 原田敏丸(1969). 近世入会制度解体過程の研究—山割制度の発生とその変質—. 塙書房.
- 彦根市立教育研究所 編(1987). 彦根の先覚. 彦根市立教育研究所.
- 宮本又郎(1999). 企業家たちの挑戦(日本の近代11) 中央公論新社.

(高橋 卓也)

## 5. 公的な森林経営の開始

滋賀県庁の体制は次第に充実が図られ、これに伴い水源涵養等を目的として県有林・県営林等の公的な森林管理が開始されました。1923年（大正12年）に滋賀縣森林課が発行した「滋賀縣林業寫真帖」には、撮影年は記録されていませんが、当時の県有林等の様子がモノクロ写真で残されています。

### 県有林・県営林

県有林・県営林は1915年（大正4年）に水源涵養を目的として計画され、1916年（大正5年）に設定がはじまり、私有林については地上権を設定して分収契約を行い、1937年（昭和12年）までの間に1,500町歩の造林を行うことが計画されました。計画の変更もあり、1932年（昭和7年）までに880町歩の造林が実行されました。1923年（大正12年）に郡制が廃止されると、それまでの郡有林のうち一部が県有林に移管されました。

県有林・県営林は、野洲川、日野川、愛知川、犬上川、天野川、草野川、高時川、石田川、安曇川、芹川の流域の治水上重要な河川水源地から選ばれました。

「滋賀縣林業寫真帖」には、高島市今津町梅原に設けられた県有林の写真が残されています。当県有林は、旧郡有林を郡制廃止に伴い県に移管して設定されました。写真の撮影年は分かりませんが、1914年（大正3年）に植栽した造林地で、斜面上部は落葉松（カラマツか）、中腹はヒノキ（扁柏）、山麓はスギを植栽したと記録されています。撮影年は分かりませんが、まだ若い造林地であることが分かります。



▲県有林（高島市今津町梅原）

[滋賀県(1923)「滋賀縣林業寫真帖」より転載]

### 県学林

県立学校の経営にあてる財産林として、また県下林業の発展に資するために、「県学林」が設けられました。県学林の設定は県有林・県営林の設定よりも早く、1906年（明治39年）から1923年（大正12年）までの間の事業として650町歩の造林計画が立てられ、1916年（大正5年）に全ての植栽が終了し、その後保育間伐が進められました。



▲県学林（高島市朽木宮前坊）

[滋賀県(1923)「滋賀縣林業寫真帖」より転載]

### 営林組合・山林組合

県だけではなく、基礎自治体（市町村）においても、財産区や共有林の山林管理を目的と

して営林組合、山林組合が設立されました。犬上郡大滝村外五ヶ村組合（現・大滝山林組合）は1893年（明治26年）に、犬上郡営林組合（現・彦根市犬上郡営林組合）は1922年（大正11年）に設立されました。現在は一部事務組合として存続しています。



▲犬上郡営林組合 造林地 芹谷村大字霊仙 1903年（明治36年）植栽の造林地  
 [滋賀県(1923)「滋賀縣林業寫眞帖」より転載]

明治・大正期の犬上郡では、郡有財産の造成および水源涵養を目的として郡有林が設定され、1900年（明治33年）より約500町歩の造林がなされました。この郡有林を前身として、郡制廃止に伴い1922年（大正11年）に犬上郡営林組合が組織されました。「滋賀縣林業寫眞帖」に残されているモノクロ写真から、

かなり規模の大きな造林がなされていたことがうかがえます。



▲犬上郡営林組合 造林地 芹谷村大字霊仙 1906年（明治39年）植栽の造林地  
 [滋賀県(1923)「滋賀縣林業寫眞帖」より転載]

### 参考文献

- 滋賀縣森林課(1923). 「滋賀縣林業寫眞帖」. 滋賀縣(1972 覆刻). 滋賀縣史 第四卷 最近世. 清文堂出版.
- 滋賀県(2008). 県政史料室オープン記念展示「滋賀県のはじまり」展 資料.
- 滋賀県(2018). 一部事務組合・広域連合. オンライン, (<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/zaiseikaikei/shicyou/10955.html>). 2020年12月23日参照.
- 彦根市(2018). 平成30年度版「市勢要覧」.

名称	目的	構成自治体
彦根市犬上郡営林組合	芹川、犬上川の水源涵養及び財産造成のため、山林の管理及び処分並びに木材製材	豊郷町、甲良町、多賀町、彦根市
彦根市、米原市山林組合	財産区 of 山林管理	彦根市、米原市
大滝山林組合	財産区および共有山林の管理	豊郷町、甲良町、多賀町、彦根市

▲一部事務組合として現在も存続している営林組合・山林組合

## 6. 民間団体や企業の設立

### 山林會の設立

県や市町村が主導した公的な森林管理の進展とあわせて、私有林の経営・管理についても機運が高まりました。1917年（大正6年）には、県内の林業家団体として「滋賀縣山林會」が設立されました。1926年（大正15年）末時点で、名誉会員53名、特別会員365名、通常会員3137名が加入し、木竹製品の品評会、林業功労者の表彰、林業講習会の開催、林業視察旅行等の事業を行いました。県内各地には地域部会が設けられ、優良な苗の育成（種子の採集や優良樹の選抜）事業等が行われました。滋賀縣山林會により運営されていた育苗場の写真が残されています。多くの女性が従事している様子が分かります。



▲滋賀縣山林會高島郡部会苗圃

[滋賀県(1923)「滋賀縣林業寫眞帖」より転載]

### 製材会社の設立

官民の森林の整備および木材生産の体制が近代化されるとともに、木材利用・加工を担う会社が設立されました。

1921年（大正10年）に伊香郡木ノ本町（現・長浜市木之本町）において創立された「西村製材會社」は、主に郡内で生産されたケヤキ、アカマツ、スギなどを製材し、名古屋、東京方面

へ出荷をしていました。同じく1921年（大正10年）に犬上郡彦根町（現・彦根市）において創立された「日加製材株式會社」は、当時としては最新の製材機を導入して主にアメリカ産の木材を製材、大阪、京都、岐阜、愛知方面に出荷をしていました。



▲西村製材會社

[滋賀県(1923)「滋賀縣林業寫眞帖」より転載]



▲日加製材株式會社

[滋賀県(1923)「滋賀縣林業寫眞帖」より転載]

### 参考文献

- 滋賀縣森林課(1923). 「滋賀縣林業寫眞帖」. 滋賀縣(1972 覆刻). 滋賀縣史 第四卷 最近世. 清文堂出版.
- 朽木村史編さん委員会(2010). 朽木村史 通史編.
- 朽木村史編さん委員会(2010). 朽木村史 資料編.

## 7. 篤林家と優良木材生産の努力

長浜市谷口町（旧東浅井郡浅井町大字谷口）では、長伐期・択伐林経営の林業が行われてきました。土地の名前から、谷口林業、または田根林業と呼ばれています。谷口町は伊吹山系の山麓の盆地地形にあり、湿潤な気候からスギの適地とされています。小規模の森林所有者（平均所有面積は約3ha）がほとんどで、小規模でも持続可能な林業経営を模索した結果、伐期を長くして少しずつ抜き切り（択伐）した木を販売する形の林業が形成されたと考えられています。

谷口林業では、上層木は強度の枝打ちを行うことで、完満な材を育成してきました。1本の伐採に対して2~3本の大苗（1~1.5m）を植栽しますが、枝打ちにより林床まで光が届く状態が維持されたことで苗が成長できる環境が整えられました。また、下草が十分に生えることで土壌の流出防止にも役立っていると考えられます。

谷口林業の歴史は江戸時代まで遡ることができ、天領であったことから伐採が厳しく制限されて皆伐がなされなかったことが現在の林業の姿につながっているとも考えられています。谷口集落で生産された木材は戦前までは京阪神向けに出荷され、灘などの酒樽などに使われました。また、戦後は高級建築材として利用されています。

谷口林業の特色のひとつに、大きな挿し木苗が挙げられます。優良な苗の選抜は古くから行われていたようで、この地域の自生スギの中から耐雪・耐陰性の特に高いものを選別してきました。タロウエモンスギ（田根1号）という品種は200年ほど前に品種が固定したと考えられています。苗は、上層木1本の伐採

に対して2~3本を植栽しました。植え付け本数が少ないため、ほとんど各戸で苗木が養苗されていました。材価の低迷から、近年は伐採されることが少なくなり、養苗はされていません。



▲樹上での枝打ち作業（撮影年不詳）[滋賀県湖北森林整備事務所ウェブサイト「谷口林業」より転載]

### 参考文献

- 滋賀県湖北森林整備事務所 ウェブサイト. 谷口林業. (<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shinrinhozen/21756.html>) .
- 滋賀北部森林組合. 谷口林業.
- 滋賀県東浅井郡郷土資料編集委員会(1987). 東浅井わたしたちのふるさと.
- 浜端悦治(2003). 人間活動と森林. 琵琶湖流域研究会 編. 琵琶湖流域を読む 上. pp133-135.

## 8. 甲賀における前挽鋸生産

甲賀地域は古来より森林資源が豊富であったとされ、奈良の都や社寺の造営のために「甲賀杣」が置かれました。甲賀市（旧甲南町）の杣川流域では、木材を製材するための前挽鋸の生産が盛んでした。明治から大正にかけての時期は前挽鋸の一大産地として発展し、全国各地へ出荷されました。



▲前挽鋸 [甲南町教育委員会(2003)「近江甲賀の前挽鋸、甲南町文化財調査報告書第5集」より転載]

### 製材技術の歴史

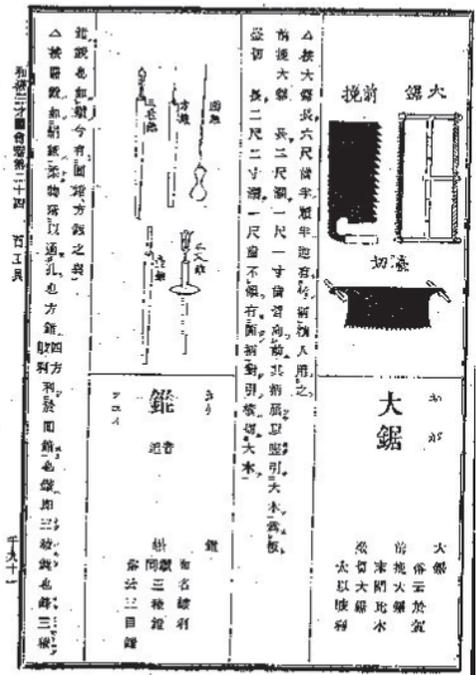
立木を切り倒した後、丸太から柱や板をつくる「製材」といわれる工程がどのような歴史をたどってきたかを、簡単にたどります。

縄文時代から弥生時代にかけては、立木の伐倒から荒角材をつくるまでの作業は、主に磨製石斧が使われていたと考えられています。弥生時代の中頃には、鉄製の斧が出現します。意向、中世前半まで、鉄製の斧と楔を用いて、製材が行われていたようです。斧で丸太に穴を穿ち、そこに楔を打ち込んで丸太を割裂させる打割り製材法と呼ばれる手法です。

中世には、製材用の鋸に関する記述が残されるようになります。14世紀ごろの文献には「木引」の記録が出現し、製材専門の職人を指していると考えられています。小型の角材や

板材を一人で製材した職人「コヒキ」や、大きな角材や幅広の板材などを二人一組で製材した職人「オガヒキ」の記述がみられます。

近世になり、17世紀中頃の文献「愚子見記」には、16世紀末に造営された方広寺大仏殿の造営について記録した部分に「木挽起之事」と題する記述がみられます。この記述から、16世紀末以前は伐木・製材職人として「杣」と「大鋸」ヒキ、「大工童」があり、16世紀末以降に新たに「前引」を用いる「木引」が出現したと推定されています。18世紀初め（1712年）の文献である「和漢三才図会」には、「大鋸」と題する箇所「大鋸・おが」「前挽大鋸・まえひき」「台切大鋸・たいきり」の3種類が記されています。



▲「和漢三才図会」大鋸のページ  
「大鋸」「臺(台)切」「前挽」の文字と絵がみられる。  
[国立国会図書館デジタルコレクション「和漢三才図会上之巻」より転載]

## 甲賀における前挽鋸

一人挽きの縦挽き製材鋸である前挽鋸は、16世紀末に登場したと考えられています。前挽鋸は、戦国から安土桃山時代の城郭建築・公家の邸宅や社寺建築・架橋や治水などの土木工事などで木材需要や木工事の需要が高まり、普及と技術改良が進められていったものと考えられます。甲賀における前挽鋸の生産は、その生産開始時期は不明ですが、京都前挽鋸鍛冶の流れをくみ、近世後期には産地として定着していたものと考えられています。近代以降は洋鋼の導入に対応したために、競合産地であった三木（兵庫県三木市）を圧倒し、全国的にシェアを拡大して確固たる地域を築いたものと考えられています。

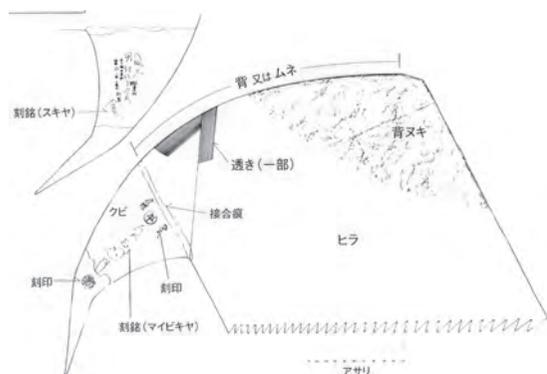
「甲賀の杣」以降、甲賀の林業や木材産業について具体的な文献資料が残されているのは近世になってから、特に江戸幕府の京都大工頭であった中井家により、畿内および近江の合計6国の大工・杣・木挽が支配下に置かれ統制されるようになってからです。これら6国の大工・杣・木挽たちは、中井家の配下の職人として、多くの工事に従事していたものと考えられます。杣と木挽は、1636年の記録では6国合計で6,356人中2,750人と3分の1が近江にいたとされています。中でも甲賀郡に多くの職人がいたとされています。

近世における前挽鋸の生産の中心地は、他の大工道具と同様に京都に置かれていたと考えられています。甲賀における生産の発祥については製造家にいくつかの資料が伝承されているものの、はっきりとした資料は見つかりませんが、1752年（宝暦2年）以降に、製造技術をもった職人が京都から移住したと言われています。甲賀では、刃の鍛錬に必要な良質の炭（松の鍛冶炭）を入手しやすかったこと、木挽職人が多くいて販売先を確保しやす

かったことなどが要因として考えられています。

明治13年頃に発刊された「滋賀県物産誌」をみると、森尻村（甲賀市甲南町森尻）の山林について、「松多シ近年濫伐ノ弊ニヨリ今ヤ大ニ衰ヘタリ」と記されています。森尻村や周辺の村の仕事として「炭焼」と「木挽」が記録されており、この周辺で作られた松炭が前挽鋸生産のために使われたのではないかと考えられています。1902年（明治35年）に発行された前挽鋸生産組合の所属会社を示す資料では、甲賀郡内に13軒の生産者が示されています。これら生産者の需要を賄うだけの松炭の供給が可能な地域であったものと考えられます。また、地元の金融機関も生産を後押ししていたようです。

前挽鋸の素材や生産技術の面では、それまでの和鋼に代えて洋鋼が導入されていきました。和鋼は鍛造の工程が必要ですが、洋鋼ではこの工程を省略することができます。歴史が長い生産者には、はじめは和鋼を用いた製品であることを伝統として重んじていたようですが、やがて、工程の省力化・効率化を実現でき、燃料も節約できる洋鋼を用いた製品に押されるようになったようです。和鋼から洋鋼に早く転換した生産者はその後も生き残り、事業を拡大していきました。明治後期から昭和にかけての生産者の広告をみると、徐々に洋鋼が広まり、明治末期にはどの生産者も洋鋼を扱い、昭和2年ごろには和鋼の使用が終了していたことがうかがえます。全国に先駆けて洋鋼の導入に成功した産地となった甲賀は、前挽鋸の一大産地として他の生産地との競争に勝ち、確固たる地位を確立することになります。



▲前挽鋸の各部の名称 [甲南町教育委員会(2003)「近江甲賀の前挽鋸. 甲南町文化財調査報告書第5集」より転載]

甲賀の前挽鋸は、地元である近畿地方はもちろんのこと、全国に出荷されました。前挽鋸は、問屋・小売店を通じた販売のほか、通信販売でも全国へ売られました。有力な生産者であった今村家に伝わる文書によると、1916年（大正5年）の販売先は、北海道23%、中部21%、関東14%、東北13%などの順でした。北海道では、開拓や、豊富な森林資源を背景とした林業の発展により、需要が大きかったと考えられています。開拓とともに延伸された鉄道の枕木生産に使われたという記録が残されています。

年	枚数	価格(円)	1枚あたり 価格(円)
明治37年	3,200	15,000	4.9
38年	5,100	29,500	5.8
39年	9,800	68,600	7.0
40年	25,000	103,300	4.1
41年	27,000	114,840	4.3
42年	16,350	42,875	2.6
43年	16,660	43,650	2.6
44年	16,750	43,795	2.6
大正元年	16,100	41,990	2.6
2年	16,800	28,560	1.7
3年	13,000	22,100	1.7

▲前挽鋸の出荷枚数・額の推移 [資料：滋賀県(1916) 滋賀県産業要覧、甲南町教育委員会(2003)「近江甲賀の前挽鋸. 甲南町文化財調査報告書第5集」より転載]

## 参考文献

- 甲南町教育委員会(2003). 近江甲賀の前挽鋸. 甲南町文化財調査報告書第5集.
- 甲南町教育委員会(2015). 木に育まれた匠の技 近江甲賀の前挽鋸・木挽の仕事 解説シート
- 寺島良安(1884). 和漢三才図会 卷之上.
- 滋賀県(1916). 滋賀県産業要覧.

## 9. 農業を支えた森林利用

### 水田を支えた採草地「ホトラ山」

化学肥料や耕耘機が普及する以前（1960年代以前）の朽木村では、多くの農家で農耕用の牛が飼育されていました。このころまでは、山で刈り取った広葉樹の萌芽やススキ等の草を牛小屋に入れて牛に踏ませ、厩肥（牛などの家畜の糞尿と敷藁の混合物を発酵させ肥料としたもの。「うまやごえ」とも言います。）をつくっていました。この厩肥の材料となる柴草のことを朽木の人々は「ホトラ」と呼び、またホトラを取る山のことを「ホトラ山」と呼んでいました。田の生産力を維持するために、森林の一部を採草地として利用した時代があったのです。



▲田を耕す牛

〔朽木村史編さん委員会(2010)「朽木村史 通史編」より転載〕

ホトラ山は、春に総普請（村総出での協同作業）で山焼きをしました。火入れをすることで森林の遷移を止め、広葉樹の萌芽や草が生えやすくしたものと考えられます。ホトラ山は隔年で使いました。毎年使うと土地が痩せ、2年以上放置するとホトラが硬くなる（萌芽が

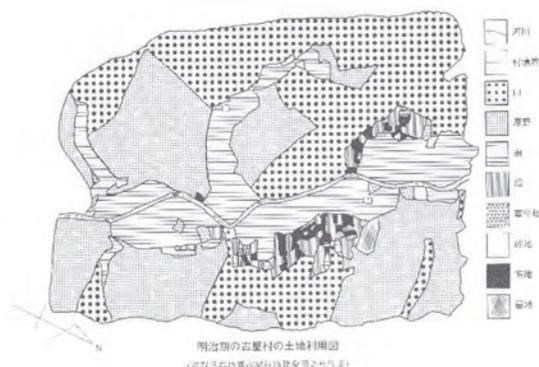
大きくなりすぎる）からとされています。ホトラとされたのはススキなどの草のほか、多くはコナラ（ハウソと呼ばれた）の萌芽でした。

ホトラ刈りは梅雨明けと盆過ぎの年に2回行われました。刈ったホトラは現場で乾燥させてから束ねて運び下ろしました。梅雨明けに刈ったホトラは集落の「ホトラ小屋」という専用の小屋に収納し、牛に踏ませました。盆明けに刈ったホトラは家や田の周辺に野積みして、後からホトラ肥に混ぜ込みました。

ホトラの収穫量は、土地1反（10a）あたり約30束（直径60cmほどの束）、また、1反の水田に入れるホトラ肥は40～50束であったといえます。田と同等以上の面積の山が、ホトラ山として維持されていたことになります。

安曇川支流の針畑川上流域にある古屋村（高島市朽木古屋）を対象に、地籍図と聞き取りから土地利用を再現した研究では、地籍図で田の周辺に「原野」として分類されている山が広がっており、これがほぼ「ホトラ山」に相当するとしています。このようなホトラヤマは、江戸時代中期以前は村共有の惣山でした。

また、聞き取り調査からは、「原野」に近接する山地に薪炭林があり、多くの場合コナラ林であったといえます。詳細にみると、ホトラ山の中に薪炭林が、薪炭林の中にホトラ山が混在していたようです。薪炭林は、コナラを10～20年程度の伐期で伐採して利用したものと考えられます。火入れの有無、利用頻度により、集落や水田の周辺の森林は肥料源や燃料源として使い分けられていました。



▲明治期における古栗村（朽木）の土地利用  
[杉村和彦(2006)「ホトラ山の民俗」より転載]

ホトラ山のように火入れによって山を草地環境として維持することや、そこで取った柴草を田の肥料として利用することは、朽木村や湖西地域に限ったものではなく、全国各地でもみられました。しかし、ひとたび失火が起これると、山火事や人家の火災をも招く危険をとまなうものでした。明治政府はこれを問題視したようで、1874年（明治7年）に内務省が火入れの際には区戸長に届け出るよう布達をしました。1878年（明治11年）には、重ねて行政命令が出され（火入及び下草刈取等取締の布達）、民有林において火入れする際には、前日までに近隣の官林監守人に届け出るよう布達しています。

なお、朽木の中でもホトラ山が多くあったのは、西部の針畑地区です。ここでは、盆の行事として、刈ってきたホトラを家の門口に一間四方に積む風習があり、これを「ホトケノコシカケ」（仏の腰掛け）と呼んだそうです。仏は山から下りてくる、家の仏壇に入る前にホトケノコシカケで休む、という言い伝えによるものです。田の生産を支える肥料は先祖や神仏と現世をつなぐものであったのかもしれませんが。

1960年代に化学肥料が普及すると、ホトラ山には火入れがされなくなりました。また、同

じ頃にはエネルギー革命が起こり薪炭林も使われなくなりました。これらは、そのまま放置されて広葉樹林になったり、拡大造林の対象地となったりしました。

下の図は、2万分の1地形図（1895年発行）において「荒地」区分の箇所をピックアップしたものです。ホトラ山の分布とほぼ重なりとされており、山地面積の約10%を占めていました。



▲明治期における朽木村のホトラ山の分布  
[海老沢秀夫(2003)「ホトラ山－田を支えた山－.琵琶湖流域を読む 上」より転載]

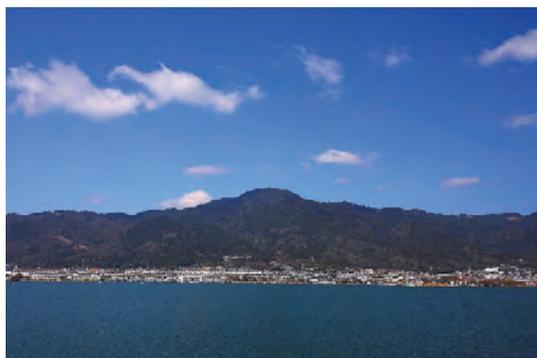
## 参考文献

- 橋本鉄男(1974). 朽木村志. 朽木村教育委員会.  
滋賀県(1969). 朽木谷学術調査報告書.  
水本邦彦(2003). 草山の語る近世. 山川出版社.  
海老沢秀夫(2003). ホトラ山－田を支えた山－. 琵琶湖流域研究会 編. 琵琶湖流域を読む 上. サンライズ出版. pp28-33.  
杉村和彦(2006). ホトラ山の民俗. エコソフィア 18 特集 森の国の草原--「豊かな自然に覆われた日本列島」のイメージを覆す景観がここに. pp18-21.  
朽木村史編さん委員会(2010). 朽木村史 通史編.  
朽木村史編さん委員会(2010). 朽木村史.

## 10. 大師の森を守る－比叡山の山林管理－

比叡山延暦寺は、788年（延暦7年）に伝教大師最澄上人によって開かれた天台宗総本山の寺院です。最澄上人の開創以来、平安京の鬼門を守る鎮護国家の道場であり、鎌倉新仏教の各宗祖様をはじめ、多くの高僧を輩出していることから「日本仏教の母なる山」とも呼ばれています。また1994年（平成6年）には、「古都京都の文化財」の一寺院として世界文化遺産にも登録されています。

さて延暦寺は、西に京都の都、東に琵琶湖を望む幽玄の地である比叡山一帯を寺域としています。現在は、約1,700ヘクタール（甲子園球場約450個分）の土地を所有しており、そのうち約97%にあたる1,677ヘクタールが山林となっています。滋賀県大津市に1,466ヘクタール、京都府京都市に211ヘクタールが属しています。

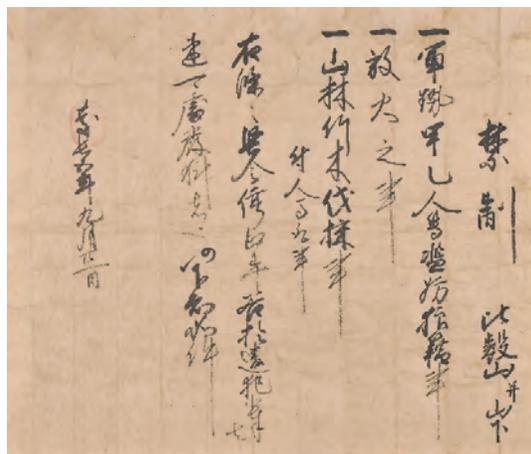


▲琵琶湖東岸より比叡山を望む

### 延暦寺所有林の歴史

比叡山は、日本最古の書物である『古事記』に「<sup>おおやくいのかみ</sup>大山咋神、・・・此の神は<sup>ちかつおおみのくに</sup>近淡海国の日枝の山に座す」（※日枝の山は、比叡山のこと）とあり、古くから神様のおられる山として信仰されていました。平安時代初期に、伝教大師

最澄上人が延暦寺を開き、その後多くの堂宇が建造されていきました。堂宇の建材に、比叡山の材木が使われていたのではないかと推測することはできます。しかし、延暦寺は戦国時代の1571年（元亀2年）に武將織田信長公によって、全山焼き討ち（元亀の兵難と呼ぶ）にあっており、それ以前の山林関連についての資料はあまり残っていません。信長公の没後、豊臣家や徳川家によって延暦寺は再興されていきますが、その中で山林保護の制札や、山林伐採の禁制が出されています。これらの資料により、当時から比叡山の山林が人々の生活に深く関わっていたことをうかがい知ることができます。



▲徳川家康禁制 [1600年（慶長5年）、延暦寺蔵] 3つ目に「山林竹木伐採」とある。

その後、明治維新により「神仏分離令」が発出され、全国の寺院を破壊する「廃仏毀釈運動」が行われました。1871年（明治4年）に出された「社寺領上知令」によって、延暦寺も山林を含む境内地のほぼすべてを国に取り上げられました。この時、境内地として認められたの

は、「雨垂れ落ち」といい、建物の屋根の軒先から落ちる雨の範囲から外へ1メートルほどの内側のみと非常に厳しいものでした。大きな収入源であった山林を失ってしまったことで、延暦寺は疲弊し、堂宇の修繕もままならない状況となりましたが、1878年(明治11年)、当時の大蔵卿(現在の財務大臣)であった大隈重信公の延暦寺視察が行われたことによって、土地返還の道筋が見えてきます。まず伽藍や僧堂があった境内地約400ヘクタールについて返還が行われましたが、山林については返還されませんでした。その後、もともと寺領であったという確証があった土地は返還されることとなり、延暦寺も返還(下げ戻し)に関する申請を行いました。許可されませんでした。そこで、国を相手に行政裁判を行い、1908年(明治41年)12月にようやく勝訴することができました。上知令以前の領地の約90パーセントにあたる約1,200ヘクタールの山林が返還されました。その後、東京帝国大学(現在の東京大学)の右田林学博士によって山林の積極的な施業計画が作成され、現在の比叡山の山林施業の基になっていると言われていす。

さて、現在でも、山林還付のあった12月22日には毎年、延暦寺の住職総出により「辰張忌」という山林還付に関する方々への報恩の法要を執り行っています。この「辰張忌」という名称は、伝教大師最澄上人が比叡山へ入山した際に、地主であった志麻田辰張氏から比叡山の土地を寄付していただいたことからです。先ほどの土地返還に関する行政裁判の際には、土地を寄付したという「志麻田辰張」なる人物が実在したかどうか争点となりましたが、延暦寺側は、その証拠を提出することができ、返還が認められました。



▲辰張忌法要 志麻田辰張氏や大隈重信氏らの位牌が並ぶ。

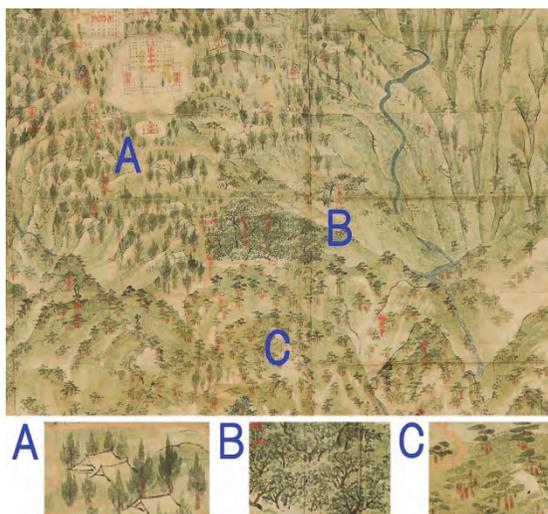
### 比叡山の植生

比叡山は、温暖な太平洋側の気候と冷たい日本海側の気候が重なっていることから、多種の植物が植生し、その種類は1,000にもものぼると言われています。日本に生育する植物は約4,000種と言われているので、比叡山だけでその4分の1ほどがみられるのは驚きです。中には、比叡山に親しみをもった関係から、「エイザンスミレ(学名: *Viola eizanensi*)」や「エイザンユリ(和名: ヤマユリ、学名: *Lilium auratum*)」のように「エイザン」と名の付く植物もあります。また温暖な気候とあわせて健全な山林であることから、多くの鳥類も生息し、国の天然記念物「比叡山鳥類蕃殖地」に指定されています。春から夏にかけては、たくさん鳥たちのさえずりを聞くことができます。



▲(左) エイザンスミレ (右) 鳥類蕃殖地石碑

さて比叡山の山林は、江戸時代の古絵図を見ると、堂宇の近くは針葉樹（天然のスギやヒノキ）が多く、その周辺には広葉樹（ブナ）やモミなども描かれています。そして山の多くはマツ林となっていたことがわかります。



▲比叡山全図 [17世紀、叡山文庫 蔵 一部抜粋]  
A：針葉樹（堂宇近辺）、B：広葉樹（境内地外側）、  
C：マツ（山林）と樹種を種別するように描かれている。

しかし山林還付ののちに、右田博士の山林施業計画が立案され、多くがスギやヒノキの人工林となり、現在では山林全体の8割ほどを占めるようになっていきます。山林還付以後、平成初期にかけて、山林収入は延暦寺の重要な収入源となっていましたので、寺院維持のために人工林が増えてしまったことは、致し方のないことでした。2割ほどの天然林は、宗教的理由により伐採や立入を禁止していたところやお堂の周辺、山林経営に適さない林分などが残ったと考えます。天然林の中には学術的にも貴重であるブナ林やモミ林も点在しており、先ほど述べたような比叡山の豊かな植生をみることができます。

## 比叡山の山林管理

比叡山は延暦寺を中心とした山岳寺院の山ですので、これまでも山全体が霊山としての姿を守るようにしてきました。さらに近年は、山林を「境内林」と「境外林」の大きく2つにわけ、異なった管理をしてきました。「境内林」は字のごとく、お堂の集まっている境内地の近くであり、宗教的な雰囲気を保つことを一番に考えています。樹齢数百年の大径のスギが多く見られ、山岳寺院の荘厳さを感じることができます。また樹高の高いスギは、お堂を落雷による火災から守る避雷針の役割があったとも考えられます。



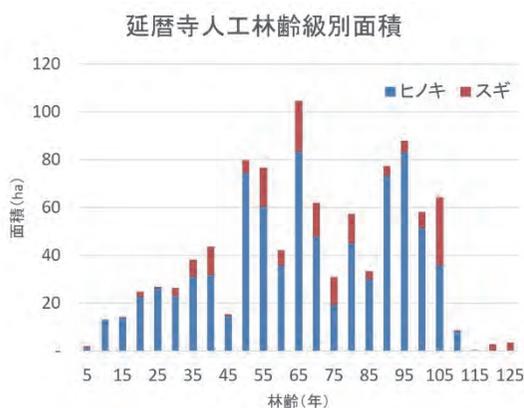
▲境内林 堂宇の近くにそびえ立つ大径のスギ

「境外林」は境内林の外側になり、一般管理林として森林経営を中心に考え、多くがスギ、ヒノキの人工林となっており適宜間伐や枝打ちなどの森林施業を行っています。延暦寺では、通常より長期の約80年で伐採し、植栽を繰り返す循環型の林業となっています。比叡山は、急峻な斜面も多く、特に南側は花崗岩質となっており、作業道をいれることが難しくなっています。そのため、基幹となる道から架線を用いて集材することも多くみられるのが特徴にもなっています。

しかしながら、近年、木材価格の低迷によりどうしても補助金頼りの施業となり、道の近

くなどコストのかからない林分での施業が中心となっています。また15年ほど前から鹿による獣害が多くなり、いまだに確実な防護策は見いだせていません。これらに伴い施業面積は減少し、林分の高齢化も見られるようになりました。また、全国的に集中豪雨などの自然災害も増加しており、さまざまな問題点が浮かび上がってきました。そこで、これまでのような森林経営主体の施業から、水源涵養や生物多様性の重要性を考慮し、山を適正に維持管理することに重点を置くようにしようと考えています。現在の山の状況のゾーニングを行い、管理方法を細分化して、今後100年、200年後の山が適正となっているように施業計画を定めようと考えています。

山の四季を感じられるサクラやモミジなどの観光林とし、山の自然を楽しんでもらえればと考えています。しかし、サクラやモミジは生育管理に手間がかかるため、安易に植樹するのではなく、場所を決めるなどしっかりと管理できる範囲にしなければなりません。



▲比叡山所有林の林齢グラフ (2018年森林簿)

再造林面積が減少しているため、全体的に高齢化が進んでいる。80年を超える伐期を迎えた林分が多い。

## 山林のゾーニング

「境内林」と「境外林」の大きな区分けはそのままとし、境内林に近いところに「観光林」、境外林を「水源林」、「天然林」、「資材林」、「経営林」、「里山林」に分けようとしています。

まず「境内林」と「観光林」ですが、比叡山延暦寺には毎年多くの参拝者が来られますので、1200年の延暦寺の歴史を感じられるような境内林と共に、ドライブウェイ沿線などは

「水源林」については、比叡山から琵琶湖へ流れ出す河川は7つあります。比叡山は「水源の森百選」にも選ばれており、適正に管理された山林が琵琶湖の水源としての役割も担っています。また、山中各所には湧き水があり、これらの河川の源となっているとともに、多くの堂宇がこの近くに建っていたことから、昔から延暦寺の生活用水として利用されていることがわかります。また現在の延暦寺の上水道は、この湧き水や河川の水を自前の浄化設備できれいにして、山内に配水し生活用水としています。さらに多くの国宝重要文化財などの歴史的建造物を守る防火用水としても利用しており、比叡山の山林は延暦寺を維持していく上でも重要な水源を守る役割を担っています。一般的には広葉樹の方が保水力には勝ると言われていますが、比叡山は多くが針葉樹の人工林となっています。手入れの行き届いた針葉樹の森であれば十分に水源涵養の力があると考えています。

「天然林」は、先ほども述べたように学術的にも貴重などころも多くあります。しかし獣害などにより自然更新が進まないところもみられるので、背の高い不要木の伐採や獣害柵で囲うなど生育環境を整えて維持していかなければなりません。近年は、大学の教授らの専門家にも調査を行ってもらい、維持していく方策をさぐっています。一例として、ブナ林では保護作業も行っています。また、境内地の高齢のヤマザクラを伐採した際、森林総合研究所にクローン苗を育ててもらい、元あったところに植樹も行いました。



▲(左) ブナの保護作業 山内で採取したブナの種子より苗を育て、ブナ林へ植樹を行った。(右) ヤマザクラのクローン苗の植樹

「経営林」は、境外林の多くを占める部分となりますが、林業のコスト増や木材価格の低迷が続き、施業面積は減少しています。延暦寺は組合員である坂本森林組合を通じて、国や県の補助金を活用しながら施業を行っています。現在でも山林収入は、山を維持していく中で重要な収入となりますので、比較的利益の出やすい林分を中心に施業を行っています。ただし、先ほど述べたように鹿による獣害がひどくなり、再造林はほとんど進んでいません。林分の高齢化もみられるので、今後、林齢

の均等化をはかるため、再造林をどのように実施していくかが大きな課題となっています。また、山内を縦走するドライブウェイ沿線の上部のように、施業中の落石などの危険性が高く、搬出を行うことが難しい箇所があります。そのような所は、広葉樹との混交林への転換などを考えていかなければなりません。

「資材林」についてですが、延暦寺には多くの堂宇があり、国宝や重要文化財の建造物も多く有しています。今後、文化財修理の際に使う木材の入手は厳しくなっていくと思われますので、自前で材料を調達出来ればと考えています。大きいものでは、何百年という材木が必要となるので、高林齢であるが搬出コストがかかり、経営林としては難しい林分が適していると考えています。また近年では、檜皮葺の材料であるヒノキの皮の採取を行っています。延暦寺には檜皮葺の建物はほとんどありませんので、他の文化財等の修理に使われています。檜皮は高齢のヒノキから繰り返し採取することができ、定期的に収入を得ています。



▲(左) 主伐再造林の現場 (ドローン撮影) 近年、ドローンを活用し、獣害ネットの巡回や苗木の生育状況の確認をしている。(右) 檜皮採取の現場 高齢のヒノキからしか採取できない。

「里山林」については、比叡山の麓には山林が住宅地に接している部分が多くあります。木々の成長により落葉や陽当たり不良などの

問題も出てきています。また倒木や土砂流出などの災害の危険性もあるので、特に気を付けて管理していかなければなりません。

以上のようにゾーニングを行っていかなければなりません。図面への落とし込みなど調査にも時間がかかります。さらに適正な林分として育てていくには、100年単位の期間がかかりますので、今後関わってくるすべての人たちの努力が必要となります。

## 大師の森を守る

比叡山の山林について、歴史や管理状況などをお話ししてきましたが、延暦寺の山林管理はすべて、延暦寺の僧侶が主体となって進めています。延暦寺には山林を管理している管理部という部署を持っており、伐採計画を作成しています。また施業を行っている坂本森林組合の組合長や理事、参事はすべて延暦寺の僧侶がその役職を担っています。もちろん林業の専門家ではありませんので、林業の専門家に任せた方がスムーズに管理が出来るかもしれません。しかし、管理部には「山はお大師様のお身体と思え、山に生える木々はお大師様のお衣と考えよ」と言い継がれている言葉があります。これは、山の木々1本1本を大事にして、伝教大師最澄上人の開かれた霊山の姿を護っていきなさいということです。

また天台宗には「山川草木悉皆成仏<sup>さんせんそうもくしつかいじょうぶつ</sup>」という、「この世の人間だけでなく、動物や植物も、平等に仏となることが出来ます」と説く『法華経』の教えがあります。まさに比叡山の山林を管理するということは、この教えを体現することだと言えます。こういったことから、比叡山の山林を僧侶自身が知り、今後の姿を見据えていかなければなりません。今年、伝教大師最澄上人1200年大遠忌の記念すべき年でもあり、本堂根本中堂に灯り続ける「不滅の法灯」

のように、未来永劫、山を守っていかなければと再認識しています。山林経営は厳しくなっていますが、比叡山はコストだけを重視し施業するのではなく、多少コストがかかっても先人が守り続けてきた美しい比叡山を守っていかなければなりません。それは、延暦寺のお山として、修行を中心とした霊山であり、訪れた参拝者が心豊かになるような山づくりをしていくべきだと考え、比叡山に木々があるということがブランド化していければと考えています。



▲ (左) 伝教大師最澄上人 [延暦寺 蔵] (右) 「不滅の法灯」 根本中堂に最澄上人が灯してから1200年守り続けられているともしび。最澄上人の教えの象徴となっている。

## 参考文献

- 滋賀県大津林業事務所(2000). 「先人の築いた歴史資産を訪ねて No.3 大津市坂本地先「延暦寺の建造物」と「比叡山の森林」」.  
道元徹心編(2020). 「比叡山の仏教と植生」.

※写真について、明記の無いものはすべて「延暦寺提供」

(武 円超)

